

# 福岡市2024年度第3回公募公債(20年・定時償還) 発 行 要 項

- |  |                |                       |   |
|--|----------------|-----------------------|---|
| 1. 発行者の名称  | 福岡市            | 10. 募入方法              | 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。 |
| 2. 発行総額  | 金100億円         | 11. 払込期日              | 2024年8月20日                              |
| 3. 各公債の金額  | 1,000万円        | 12. 募集の受託会社           | 株式会社福岡銀行                                |
| 本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。  |                |                       |   |
| 4. 利率  | 年1.193%        | 13. 引受並びに募集の取扱会社      | 野村證券株式会社                                |
| 5. 発行価額  | 額面100円につき金100円 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | みずほ証券株式会社                               |
| 6. 債還金額  | 額面100円につき金100円 | 14. 振替機関              | 株式会社証券保管振替機構                            |
| 7. 債還の方法及び期限   |                | 15. 応募者利回り            | 年1.193%                                 |
| (1) 本公債の元金は、2025年2月20日を第1回債還期日とし、その後毎年2月20日及び8月20日の2回に、各公債の金額あたり25万円を償還し、2044年8月19日（以下「最終償還期日」という。）にその残額を償還する。 |                |                       |   |
| (2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。   |                |                       |   |
| (3) 本公債の買入消却は、いつでもこれを行うことができる。   |                |                       |   |
| 8. 利息支払の方法及び期限   |                |                       |   |
| (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から最終償還期日までこれをつけ、毎年2月20日及び8月20日の2回に各々その日までの前半箇年分を支払う。   |                |                       |   |
| (2) 債還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。   |                |                       |   |
| (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。  |                |                       |   |
| (4) 最終償還期日後は、利息をつけない。  |                |                       |   |
| 9. 申込期日  | 2024年8月8日      |                       |   |